平成２８年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目35番24号
債務者　浦田　和昭
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
岐阜県大垣市木戸町221番地　パナハイツ室Ｂ棟　105号
債務者　渡邉　史朗
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
長崎県長崎市さくらの里２丁目３番10号
債務者　中冨　　武
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２３９号
兵庫県西宮市菊谷町12番９－301号、住民票上の住所大阪市北区池田町３番21－912号
債務者　佐藤恵こと　ＪＥＯＮＧ　ＨＹＥＬＩＭ　**鄭**　　慧林
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７３号
香川県高松市国分寺町新居495番地９　エスポワール101
債務者　山下　　一（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７８号
香川県木田郡三木町大字上高岡525番地
債務者　髙松　清司（旧姓川下）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８１号
香川県高松市塩上町３丁目２番８－504号　中村第一ビル
債務者　井開　智惠（旧姓成谷）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８６号
香川県香川郡直島町2465番地１　レジデンス鷲ノ松Ｅ棟201号
債務者　小林　達也
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２４号
香川県丸亀市田村町1462番地２　ハートハイツ田村７号室
債務者　木村　数騰
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第６１号
福岡県大牟田市大字吉野900番地４
債務者　矢野　俊大
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第２７４号
長崎県長崎市天神町13番20号　ベルコート天神201
債務者　塚元　和希（旧姓田代・野原）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
長崎県長崎市錦１丁目５番21－103号、旧住所佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目６番地１　弥生が丘ハウシーズ809
債務者　白野　　亨
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷296番地１
債務者　鈴木　和子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第４７４号
熊本県上益城郡山都町下市427番地
債務者　魚住　宣永
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
青森県八戸市大字田向字土岡河原１番地　シルバーピュア八戸108号、前住所青森県八戸市大字窪町10番地２
債務者　三浦　和子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５４９号
仙台市青葉区小田原８丁目11番６－201号
債務者　服部千代惠
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係